

議 第 227 号

平成30年9月3日提出

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を改正する条例

熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成4年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

障害者福祉センター希望荘の休館日を変更するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。